

クリーンメイトこだいら（小平市廃棄物減量等推進員）の役割

- 1 **推進員の役割**（小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例 第8条第2項）
一般廃棄物の減量及び適正な処理のための市の施策への協力その他の活動を行う。
- 2 **推進員の仕事**（小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則 第7条）
次の事項について、市の施策に協力する。
 - (1) 一般廃棄物の減量に関し、地域住民への啓発に関する事項
 - (2) 一般廃棄物の分別及び適正な排出等に関する事項
 - (3) 廃棄物の発生抑制及び再利用の促進に関する事項
 - (4) その他一般廃棄物の適正処理及び減量に関する事項
- 3 **具体的な活動**
 - (1) 近隣地域（自治会・集合住宅）の巡回等
 - ア 問題のある排出場所（単身者アパート、新築住宅等）について、市への情報提供
 - イ 不法投棄監視パトロール
 - ウ 資源物の持ち去り監視
 - (2) 連絡会での情報交換・全体での検討
年に4回程度開催する連絡会で、市の施策の説明を行うほか、地域の事情について報告、対応・対策について全体で検討
 - (3) マイバッグキャンペーンの実施
年2回、市内スーパーマーケット等でのマイバッグ利用促進広報
 - (4) イベント出展・運営
以下のようなイベントでごみ減量・分別広報ブース出展や運営協力
 - ア 5月末頃 ごみゼロフリーマーケット
 - イ 9月上旬 こだいら環境フェスティバル
 - ウ 10月第3週 小平市民まつり
 - エ 年4回程度 リサイクルきゃらぼん
 - (5) 調査協力
3R推進協力店（店頭回収や簡易包装の推進、食品ロス削減などに取り組む店舗）の実地調査など
 - (6) リサイクルセンター見学案内・出前授業等のサポーター
事前研修を実施の上、小・中学生向けの施設見学会の案内や、3Rに関する授業のサポーターとして、市とともに分かりやすい情報発信に協力
 - (7) 啓発物作成に関する意見交換
市で作成する啓発物について、クリーンメイトの皆さんからの様々な視点で、意見交換の実施
 - (8) 活動報告
年2回（6・12月）の不法投棄・持ち去り監視ウィークの時期に、活動報告書を提出



【小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例】

(廃棄物減量等推進員)

第8条 市長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を委嘱する。

2 推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理のための市の施策への協力その他の活動を行う。

3 前各項に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

【同 施行規則】

(廃棄物減量等推進員)

第7条 条例第8条第1項の規定による廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)は、次に掲げる事項について市の施策に協力するものとする。

(1) 一般廃棄物の減量に関し、地域住民への啓発に関する事項

(2) 一般廃棄物の分別及び適正な排出等に関する事項

(3) 廃棄物の発生抑制及び再利用の促進に関する事項

(4) その他一般廃棄物の適正処理及び減量に関する事項

2 推進員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。